

## Focus 海外有識者からの報告

JILPTでは、新型コロナウイルス感染症拡大について、英独仏在住の有識者から現地の状況の報告を受けた。その内容を紹介する（なお、本報告は執筆日における当地の情報であり、必ずしも最新の情報を反映されたものではない）。

### イギリス

#### 新型コロナウイルス・パンデミックを受けて導入されたイギリスの緊急労働市場対策

ウォリック大学ビジネススクール教授 キム・ホーク



新型コロナウイルスによるパンデミックを原因とする大量の失業と窮状を最小限に抑えるべく、政府は3月、一連の労働市場対策を導入した。新型コロナウイルスによりビジネスが崩壊し、数十万人の失業につながる懸念が企業から発せられている。

#### 解雇防止策として賃金の8割を助成

政府は、企業による従業員の一時的解雇を防ぐ試みとして、新型コロナウイルスの流行が原因で事業の継続に困難が生じた雇用主に対し、月額2,500ポンドを上限として賃金の80%を助成すると発表した。助成を受けるには、従業員を「一時帰休」(furlough—一定期間の正式な休暇の付与)としたことを歳入関税庁に届け出る必要がある。賃金助成は、ウイルスが原因で従業員を一時解雇した企業が、従業員をいったん復職させた後に一時帰休とする場合にも適用される。

施策の導入を発表したリシ・スナク財務大臣は、この措置によって、雇用主が賃金を支払えなくなった際にも、従業員は職を失わずにすむであろう、としている。同制度は当面、3月1日に遡って3カ月間(注1)について適用されるが、必要に応じて期間を延長するとスナク大臣は述べている。一連の

対策パッケージの予算は、イングランド銀行による過去最大規模の公債の購入などで賄われる予定である。

経営側はこの発表を歓迎している。英国産業連盟(CBI)は、イギリス経済の反攻開始を示す「ランドマークとなる対策パッケージ」と評して、経済が最小の損害で危機から浮上する一助となるだろう、と述べている。シンクタンクResolution Foundationも、この対策は特に失業リスクが高い低所得労働者に手を差し伸べるものであり、大いに歓迎する、としている。

しかしながら、企業が助成金を受け取るまでに時間を要する点を不満とする経営者団体もある。ホスピタリティ産業の業界団体であるUK Hospitalityのケイト・ニコルズCEOは、多くの企業では助成金の受け取りまでに賃貸料の支払いに直面する点を強調し、この時間的ギャップを企業が克服するには、さらなる支援が必要だと指摘している。

また、小企業連盟(Federation of Small Businesses)も、文字通り一夜にして収入が激減した多くの中小企業にとって、4月末までとも見られる助成金受け取りの遅れは、依然として致命的になりかねない資金不足の危機に直面し続けることを意味する、と警

告を発している。

加えて、自営業者に対しては類似の支援策はいまだに整備されていない(注2)。スナク財相は支援策の代わりに、自営業者がもしもの際に頼ることができるよう、社会保障給付を増額した。これには、低所得層向け給付であるユニバーサル・クレジットや、就労税控除制度の支給額の週20ポンドの増額、また住居の賃貸料の支払いが困難な者に対する(住宅給付やユニバーサル・クレジットを通じての)約10億ポンドの支援などがある。ユニバーサル・クレジットの支給額の算定に用いられる最低所得基準(注3)も、一時的に適用が停止される。

新型コロナウイルスが原因の一時的経済停滞に対する政府措置が、失業を最小限に食い止めることに、広く期待が寄せられている。シンクタンクCapital Economicsは、新型コロナウイルス危機により失業率は4%弱から約6%まで上がると見ているが、今回政府が発表した一連の施策がなければ、8%にまで達する可能性があったとしている。

月額2,500ポンドを上限として賃金の80%を助成するという制度は、福

祉水準の高いスカンジナビア諸国などで導入されている類似の制度を上回る措置である。このことは、パンデミックによる急激な経済の縮小は迅速に回復する、と財務省が見ていることを示唆している。しかし、政府が労働者を失業から守ることができなければ、回復は非常に弱々しいものになるであろう。政府に対して経済や財政の見通しを提供する予算責任局は、新型コロナウイルスによる広範な混乱が長引くことになれば、すでに危惧されている今年の景気後退の可能性はさらに高まる、と警告している。

### 医療・介護労働者の支援も重要

また、パンデミックの期間中も営業を継続する組織（医療、ソーシャルケア、食糧供給、および緊急サービスなど）のスタッフのなかには、政府のスキームによる賃金保護の対象とならない労働者が含まれることも、問題となっている。こうした労働者のなかには、ウイルスに感染して自己隔離が必要となった場合に、給与が引き続き全額支払われる者もいる。例えば、NHSイングランド（イングランドの公的医療サービスを所管）は、関係の医療機関等に対して、感染のため自己隔離する必要が生じたスタッフ全員に傷病手当を満額（給与相当額）で支給するようガイダンスで求めている。しかし、必ずしも全ての労働者が対象となっておらず、一部は週94.25ポンドの法定傷病手当<sup>(注4)</sup>を最長で28週間受給する権利しか持たない。その場合、労働者とその家族は大きな苦境に陥ることになる。政府は、従来は罹患4日以降を対象としていた法定傷病手当を、初日から受給可能とする新たなルールを急遽作成したが、それでも依然として、法定額のみが支払われる労働者は

大きな経済的困難に直面することになるだろう。

まさにこの点に関して、100名以上の議会議員が、特に公的介護の従事者が窮状にあることを取り上げ、マット・ハンコック保健相に対して、パンデミックが原因で就労を停止せざるを得なくなった公的介護サービスの従事者が、適切な傷病手当の支給を受けられるような保障強化を行うよう強く求めている。民間の介護サービス従事者の時給は平均8ポンドに満たず、しばしばゼロ時間契約<sup>(注5)</sup>の下で就労している。こうした人々は、収入がなくなるのを恐れて体調が悪くとも仕事を休まず、このため高齢者や感染しやすい人たちへのウイルス拡散につながる可能性がある。議員らは大臣宛の公開書簡において、労働時間が不規則なこうした介護サービス従事者の多くが、傷病手当の受給要件となる週118ポンド以上の収入があることを証明できないと指摘している。彼らは、介護施設内や感染しやすい高齢者へのウイルス拡散を遅らせ、人命を救ううえで重要な対策として、介護サービス従事者がウイルスに感染した場合も、経済的損失に直面せずに済むような規則の導入を要請している。

### 野党、労組は傷病手当の増額や支給対象の拡大を要請

スコットランド国民党のイアン・ブラックフォード議員は、この問題に対する解決策の一つは、傷病手当を大幅に増額することだと主張した。週94.25ポンドという額は、アイルランドの週266ポンドや、ドイツやオーストリアなどの週287ポンドに比べて「貧困をもたらす額」であると議員は指摘する。イギリスの傷病手当は現在、EU内で下から2番目の低水準である。

同様に、労働党はこれまでのところ、新型コロナウイルスに関して科学的証拠を基盤とした政府の行動を概ね支持しているものの、陰の財務大臣ジョン・マクドネル議員は、スナク財相が傷病手当の増額に踏み切らないことは重大な問題であると指摘した。同議員はまた、政府はゼロ時間契約の労働者や、雇用契約を交わしていない者に対しても、制度を拡大適用すべきであると提案している。

労働組合会議（TUC）も同じく、法定傷病手当の受給要件である週118ポンドの収入額に達しない労働者が最大200万人に上ると指摘した。フランス・オグレーディ書記長は、仕事を休む経済的な余裕がないこうした労働者が、自己隔離という正しい行いによって不利な立場に陥ることがないように、政府が確実な手を打つ必要があると述べている。

国内の500万人あまりの自営業者に、支援の手が差し伸べられていないことも、懸念されている。リサ・ナンディ労働党議員は、経済的な余裕がないために自己隔離できないケースが多発することを防ぐには、法定傷病手当の支給対象を自営業者にも拡大する必要がある、としている。自営業者への支援については、財務大臣に幾度も要望が提出され、大臣は近日中に支援策を発表すると回答してきた。

しかし、財務大臣は、公平な自営業者の支援制度の策定には、複雑な問題がある点を強調している。公平性を確保するための方法の一つは、前年の確定申告に基づく補償だが、この場合、パンデミックが原因で収入が減少している層を特定することは不可能である。従って、本当に支援を必要としている人々を助けるような制度の設計が課題である。

スティーブ・パークレイ財務副大臣も、実際に給付を請求する自営業者は500万人を大きく下回ると予想される点を強調している。うち100万人は、納税申告額が2,000ポンドに満たず、従って主として本業の収入を補う副収入源とみられる。また、このほかにも100万人前後が、すでにユニバーサル・クレジットを受給している。それでも多くの議員は、制度を不完全な形で導入する結果として支援を必要としない人も給付対象になるとしても、あえて迅速に行動するよう政府に強く求めている。

### テレワークに対する雇用主の姿勢に変化

パンデミックに関連した数少ない明るい側面は、雇用主のテレワークに対する姿勢が変化するきっかけになり得るという点である。従業員は必ずしも就労時間中ずっと実際に仕事場にいる必要はないという理解が、雇用主の間で深まり始めているのだ。

多数の雇用主が、パンデミックのさなかで事業を継続する方法の一つとしてテレワークを採用しつつある。こうした状況において、テレワークが管理面でも実施面でも可能な業種においては現在、パンデミックの終息後もテレワークが一つの労働形態として根付き得るか、という問いが提起されている。

イギリスにおける平均通勤時間は59分である。この長時間の通勤をなくすことができれば、生産性向上の大きな可能性が生まれ、育児や介護のケア責任を果たしやすくなり、ワーク・ライフ・バランスの改善にも大きく役立つであろう。テレワークとフレックスタイムによる労働が可能となれば、主たる介護者（通常は女性）は、通勤途中で子どもを学校に送る算段が付かないために、仕事を辞めたりパートタイムに変わる必要がなくなり、労働市場における男女間の不均衡の是正にもつながる。

評論家も、間接費や水道光熱費の削減、従業員の厚生の上昇など、テレワークに伴う副次的なビジネス上の利益を強調している。また、労働者はテレワークによって、雇用主の施設に通勤可能な距離内でなくても就労可能となるため、雇用主はより広範な地域から人材の確保が可能となるだろう。さらに、国内のインフラや過密状態の交通網に対する、より広範な便益ももたらされ得る。

テレワークに対する従来の雇用主の抵抗感は、全般に雇用主の従業員に対する信頼不足に起因している。現在の状況は、この不信が見当外れであり、雇用主の側にこの先も従業員のテレワークを許容し続ける意思があれば、自身にも労働者にも大きな利益をもた

らし得ることを、雇用主が理解する糸口になる可能性がある。

[注]

- 1 外出制限期間の延長に伴い、現在は6月末までの4カ月間に延長されている。
- 2 本稿の提出からほどなく、3月26日に、自営業者向けの所得補償スキームの導入が公表された。
- 3 一定の就労や求職活動が受給の条件とされており、自営業者の場合は、事業に一定時間従事していれば得られたであろう収入の水準（最低賃金に基づいて算出）が最低基準となる。実際の収入額がこれを下回る場合、最低基準相当の所得があったものとして、支給額が算定される。
- 4 2019年度の額。2020年4月より、週95.85ポンドに引き上げられている。
- 5 あらかじめ定められた労働時間がなく、雇用主の要請がある場合のみ働いて、労働時間に応じた報酬を受け取る契約。正規従業員に比べて、雇用上の権利が限定的になりがちと見られるほか、賃金水準の低さも指摘され、近年、不安定な雇用形態の一つとして注目されている。

(2020年3月26日寄稿)

### プロフィール

キム・ホーク

(Professor Kim Hoque)

ウォリック大学ビジネススクール教授 / JILPT海外情報収集協力員 (イギリス)  
ノッティンガム大学ビジネススクール教授、バーベック・カレッジ (ロンドン大学) 教授を経て、2012年より現職。専門分野は人的資源管理。関心領域は、労使関係、職業教育訓練、機会均等など多岐にわたる。著書に、"The network trap : why women struggle to make it into the boardroom" (2020、共著)、"Human resource management in the hotel industry : strategy, innovation, and performance" (2000) など。



# Japan Labor Issues Monthly English Journal

Japan Labor Issuesは、日本の労働に関する最新情報を紹介する無料の月刊英文誌です。通常号はニュース、解説、調査研究成果などの速報性のある情報を、特別号(年3回)は編集委員会を選定した論文の特集やJILPTが主催する国際会議の発表レポート集を掲載しています。

ホームページに全文を公開しています。 <https://www.jil.go.jp/english/jli/>

発刊日に最新号をお届けするメール配信サービスもごさいます。ぜひご登録を!



## ドイツ

## 異例な時期には、異例な対策が必要

ハンスベックラー財団ドイツ経済社会研究所 (WSI) 元所長 ハルトムート・ザイフェルト



## はじめに

新型コロナウイルスの大流行によるショックは、ドイツの公共生活と経済生活を突然、これまでにない規模で麻痺させた。3月22日に連邦政府はまず2週間、人の移動を制限した後、4月20日まで制限を延長した。これは外出禁止ではなく、接触の制限である。国民は新型コロナウイルスの感染を食い止めるために、他者との接触をできるだけ少なくすることを求められている。その目的は、感染者数のカーブをできるだけ平坦に保つことで、保健医療システムに過度な負担がかからないようにすることだ。何より優先されるのは、病院での集中治療が必要となる感染者の数を抑えることである。同時に、集中治療病床数を拡大することにも特に力が注がれている。緊急を要さない入院は、より遅い時期に延期される。薬局、食料品店、自動車整備工場は営業を続けている。連邦首相はこの状態を4月20日まで継続すると言明した。その間に、どのような出口シナリオが描けるかが検討されるという。

接触制限がどれだけ長く、ドイツや（ドイツの輸出入経済にとって重要な）他の国々で続くのか、見通しが立たないことから、経済的な影響を見極めることも難しい状況である。しかし、この非常に不確定な状況にもかかわらず、連邦政府は異例の努力を傾注し、かつての危機で、かつて講じられたどの対策をもはるかに凌駕する経済・雇用プログラムを、極めて短期間で成立させた。そのモットーは「異例な時期には

異例な対策が必要」というものであった。

これまで批判されることが多かった、キリスト教民主・社会同盟と社会民主党の大連立が、2008/2009年の金融危機時と同様に、緊密な連携プレーで効果的な危機管理を実現している。素早い反応と決定は、執行部だけにとどまらない。プログラムの各対策を実施する諸機関も、異例の速度と効率で対応する。行政機関の職員（特に連邦雇用エージェンシー）をはじめ、銀行や貯蓄銀行も、殺到する操業短縮手当や助成金の申請を、異例の努力（休日出勤、超過勤務）で懸命に処理している。4月23日までだけでも、71万8,000の事業所（申請可能な事業所の3分の1に相当）が雇用エージェンシーに操業短縮手当を申請した。概算で500万人の社会保険支払い義務のある労働者が、この手当を受け取ることになる（同労働者全体の約15%に相当）。この猛烈な申請の波が、短期間で処理されたのである。突然、押し寄せた要求に、公共行政はこれまでのところ、極めて柔軟に対応することができている。

## 出口戦略

接触制限の期間が長引くにつれて、緩和を求める声も大きくなっている。学際的な学者で構成された科学的専門家のチームは、接触制限の緩和へ向けたシナリオを提案する。様々な学術分野のアドバイザーの緊密な協力のもと、連邦政府と16の連邦州の首相は4月15日、現行の規制をまずは5月4日まで、やや緩和することを決議した。

## &lt;5月4日からの緩和内容&gt;

- 売り場面積800平方メートル以下の商店は再開可能。ただし、防疫対策、入場人数の管理や待ち行列の防止の義務を守らなければならない。自動車と自転車の販売店、書店は売り場面積にかかわらず、同様の義務を守った上で再開が可能。大規模なイベントは8月末まで禁止される。
- 感染経路を確認し、管理するために、連邦政府はデジタルな「接触履歴追跡アプリ」の導入を支援する。導入の際には欧州およびドイツのデータ保護法の規定を順守する。また、感染動向と、特に保健医療機関の稼働率を定期的にチェックする。

4月30日、連邦政府と州首相は最新の状況を背景に、今後の戦略について協議した。パンデミックが今後、どう拡大するのか不確定な状況である以上、政治は「慎重に（auf Sicht）」対応するしかない。長期的な決定を行うには、経験的に根拠付けられる、患者数の推移を予測するための経験値が欠けている。

## 初動に有利な状況

新型コロナウイルス危機の勃発時のドイツ経済は、2019年下期に景気の軽い後退があったものの、総体的には比較的、好調だった。特に連邦予算は、近年の「黒いゼロ」方針のおかげで黒字だった。2014年以降、連邦予算は借金ゼロとなっている。それどころか、

ドイツは債務残高を減少させた。2012年には国内総生産（GDP）の80%弱だった債務残高は、2019年には約59%まで縮小し、信用力が大幅に改善した。連邦債は投資家にとって、非常に魅力的なものとなっている。したがって、強力な公共プログラムのために、債務によって資金を調達する余地は十分にある。

ただし、欧州圏のいくつかの主要加盟国における初動時の状況は、あまり有利とは言えない。例えば、イタリアの債務残高は136%、ポルトガルは120%、そしてフランスは99%である。こうした背景から、欧州の信用基金（Europäische Kreditfonds）、いわゆるユーロ共同債や新型コロナウイルス債をめぐって激しい議論が巻き起こった。これらは、債務残高が高く、信用条件が悪化している国々が資本市場にアクセスしやすくするために検討される。ドイツと他の数カ国（オランダなど）は、責任共同体（Haftungsgemeinschaft）に取り込まれ、結局は他国の財政政策に影響をおよぼすこともできないまま、その債務を支払う羽目になることを恐れている。

労働市場も、2019年には景気が減速したにもかかわらず、堅調だった。就業者数は記録的な水準まで増加し、失業率も3.0%（ILOの定義）と、1990年の再統一以降で最も低い水準となった。

### 今後の経済予測

ドイツ経済はショックに陥っている。企業の景況感が劇的に悪化していることが、Ifo経済研究所の景況感指数から読み取れる。この指数は、企業を対象に定期的実施される大規模なアンケートを基礎に算出される。このアン

ケートで各企業は自社の業況を評価し、今後6カ月の先行きを予測して回答する。この指数（季節調整済み）は2月には96.0だったが、3月には86.1、4月には74.3に落ち込んだ。再統一後のドイツで最も激しい低下であると同時に、この調査史上、最も低い値となった。主要研究機関の予測やシナリオも、似たような暗い展望を描く。経済の落ち込みは2008/2009年の金融危機時よりもはるかに大きくなるという見通しで一致するが、期間は短くなると予想する。すなわち、V字型に推移するという見方が有力だ。この流れは経済のほぼ全体を巻き込んでいる。すなわち、金融危機時には比較的、打撃を免れたサービス業の幅広い分野にも影響はおよぶ。特に大打撃を受けているのが宿泊・飲食業、小売業の大部分、旅行業、航空業などである。多数の企業、特に小規模な企業に倒産の危機が迫っている。さらに事態を深刻化させているのは、世界中で経済が悪化

していることである。特にドイツ経済が密接に絡み合う、重要な欧州や欧州以外の国々の経済も打撃を受けている。ドイツのような輸出志向型の経済にとって、これは不利な環境条件である。

ドイツ主要経済研究所の合同経済予測とともに連邦政府に助言を行う経済諮問委員会（注1）は、3月末に公表した評価報告書で、主要な予測について、以下の通り三つのシナリオを発表している。

4月8日の5大経済研究所による合同経済予測は、2020年の経済パフォーマンス（Wirtschaftsleistung）は4.2%低下すると予想する。来年は5.8%の成長が予測される。GDPは2020年の第1四半期に軽く減少した後、第2四半期にはシャットダウンの影響で9.8%の落ち込みが予想されている。この数字はドイツにおいて、1970年に四半期統計（Vierteljahresrechnung）が開始されて以降、最も激しい下落となり、

### <経済諮問委員会による主要な予測（三つのシナリオ）>

#### 基本シナリオ（第1のシナリオ）「早期回復」:

基本シナリオは、2020年3月と4月に激しい落ち込みを想定する。約5週間の停滞後、経済は5月から迅速に回復する。年間ベースで国内総生産は2.8%減少し、2021年には3.7%増加する。このかなり楽観的な予測では、就業者数にはほとんど変化がないが、失業者（ドイツの定義）はやや上昇し、5.3%となる。

#### リスクシナリオ（第2のシナリオ）「広範囲の停滞」:

このシナリオはより深いV字の落ち込みを想定する。旅行業、イベント業、飲食業が停滞した後、7週間以内に停滞がさらに広範囲の生産の停止に波及する。しかしその後、夏の間に急速に回復する。このシナリオでは、GDPは2020年に5.4%減少し、2021年に4.9%増加する。金融危機時よりも深い落ち込みが予測されるものの、回復は通常自然災害後と同様に、より急速に進むとする。それは十分な資本ストックが存在するため、これをすぐに再活性化できると予測する。

#### リスクシナリオ（第3のシナリオ）「多数の倒産（Insolvenzen）」:

これは長期的に最も危険となるシナリオである。このシナリオでは、GDPがU字曲線を描く。年間ベースで成長率は4.5%減と緩やかな落ち込みとなる。しかし、シャットダウンが夏過ぎまで続くことによって、より多くの倒産が発生し、多くの企業が長期的な打撃を受ける。その後の回復には、はるかに長い期間を要することになる。2021年の景気回復は、成長率が1%と予測され、経済正常化をすぐに実現するには弱すぎる。

世界金融危機時の2009年第1四半期の落ち込みの2倍以上に相当する。就業者数は2020年平均で0.6%減という軽い減少にとどまり、翌年には再び0.6%増加する。失業率は2019年の5.0%から、2020年には5.5%に上昇し、2021年には再びやや低下して5.3%となる。国の新規債務は1,590億ユーロ増加し、債務残高はGDP比約70%に上昇する。

連邦政府は4月末に発表した春季経済予測で、GDPの6.3%減を予想しており、その後は、2021年には景気が再び上向くと見込む。さらに悲観的な予測を立てるのは労働市場・職業研究所(IAB)で、経済の落ち込みを8.4%と予測する。第2四半期には14.6%のマイナスが予想されている。また、失業者は年平均で約50万人増加すると予測する。操業短縮労働者(Kurzarbeiter)の数は、4月末には500万人に上ると見込まれている(注2)。

ここで概略を伝える予測やシナリオは、多少の差はあるものの、2020年に経済が激しく落ち込むことを想定する一方で、迅速な回復も予想する。このV字型の推移は、パンデミックの今後の動向と、それに連動する保護対策に大きく左右される。それでも、どちらかというとな楽観的な予測は、4月後半にも依然として経済活動が大きく制限される現状を見ると、もう過去の話のように思われる。おそらく、経済の落ち込みはより深く、回復はより遅くなるだろう。

### 対策パッケージ

これまで誰も知らなかった、きっと以前にはほとんど想像もつかなかったような力業で、連邦政府はスピーディに、かつ大きな合意を得て、対策パッ

#### <3月13日発表の最初の対策パッケージ>

- **操業短縮手当**：操業短縮手当の支給要件が緩和された。これまで必要とされてきた、操業短縮の対象となる従業員の割合が、30%から10%に引き下げられた。労働時間口座の残高がマイナスである必要もなくなった。さらに派遣労働者にもこの手当が適用されるほか、操業短縮によって短縮された労働時間に対して使用者が支払われなければならない社会保険料を全額、連邦雇用エージェンシーが肩代わりする。  
操業短縮手当は、事業所の人件費の負担を軽減し、従業員の雇用を守り、深刻な所得の減少を防ぐための対策であり、前回の危機ですでに高い効果が示されている。減少分の実質所得の60%あるいは67%（子がいる従業員）が雇用（失業）保険（Arbeitslosenversicherung）から支払われる。最長で12カ月まで支払い可能であるが、担当大臣は24カ月に延長することを検討している。さらに労働協約で操業短縮手当の上乗せを定めている産業部門（化学産業、金属産業、公共サービス業の一部など）では、報酬の75%から100%が確保されることになる。この労働協約規定の対象は、就業者全体の45%におよぶ。
- **納税猶予の緩和（特に売上税、所得税、法人税、エネルギー税、航空税）**
- **ドイツ復興金融公庫（KfW）（注4）の融資プログラムの要件緩和**：KfWの融資プログラム利用のための売上高上限の引き上げ；KfWの融資に対する連邦によるリスク引受割合の引き上げ
- **KfWの融資プログラムに対する連邦予算からの保証枠を930億ユーロ引き上げ**

ッケージを成立させた。その規模たるや、過去のどんな景気対策プログラムも小粒に思われるほどだ。需要の安定を確保することを目的とした、また同時に危機にある事業所には流動性支援策を提供し、危機にある雇用を守り、労働者には収入を確保するための、数々の施策が導入された。さらに欧州委員会の施策もこれに加わるが、本論文では詳細な解説はしない。欧州は巨大な「保護の傘」を、特に信用支援（Kredithilfen）（注3）（5,400億ユーロ）や計画される景気対策プログラムの形で、1兆5,000億ユーロの規模まで広げている。さらに操業短縮手当も施策に加えられ、これまでこの制度を知らなかった国々にも適用される。景気対策プログラムに対する審議はまだ継続中である。

連邦政府は現在（4月24日）までに、連邦予算から総額で3,533億ユーロを拠出し、さらに8,197億ユーロの連邦保証を供与している。3月13日に発表された最初の対策パッケージには、

上記枠内の施策が含まれる。

3月23日に連邦政府は第2の包括的な対策パッケージを追加した。企業向けに次のような支援策が盛り込まれている。

#### <第2の包括的な対策パッケージ>

- **連邦レベルでの1,560億ユーロ規模の補正予算（335億ユーロは評価される歳入減少分、1,225億ユーロは計画される歳出追加分）**：債務ブレーキの枠内における「非常事態」宣言。
- **小規模事業所、自営業者、およびフリーランスに対する緊急支援策**：最大で9,000ユーロ（従業員5人以下）または1万5,000ユーロ（従業員6人以上、10人以下）。
- **「経済安定化基金」の創設（2008/2009年の金融危機で導入された金融市場安定化基金SoFFinに対応）**：資本増強（1,000億ユーロ）、保証供与（4,000億ユーロ）、非金融企業向け。

- 収入減少分の一部補填：学校や保育所の閉鎖で、親が就労できないか、親の就労が制限される家庭が対象。
- 児童加算手当に対する要件緩和：資産調査を暫定的に不要とし、申請前の最終月の所得のみを考慮（緊急時児童加算手当）。
- 賃借人および消費者に対する特例的な解約からの保護：賃借人および消費者が新型コロナウイルス危機を理由として賃貸料または公共料金（電気、ガス、通信費）の支払いを遅延する場合。
- 保健医療システムへの35億ユーロの抛出：特に防護服の中央調達、病院の収益減の補償、ワクチン開発支援のため。

パンデミックがどれだけ長く、経済・社会生活を締め付けることになるかが確定できないことから、連邦政府は上述の対策を必要に応じて補う可能性については明言しなかった。

労働協約も異例の状況を考慮する。例えば、金属加工産業では次の労働協約を取り決めた。これは企業の流動性

### <金属加工産業の労働協約>

- ・ 解約告知済みの賃金協約を、一覧表の報酬を引き上げることなく、2020年末まで継続する。
- ・ 操業短縮に対し、最初の月に対する従業員の実質報酬が、約80%の水準で確保される規定を設ける。これは特別手当の消失と雇用主補助金（Arbeitgeberzuschuss）（フルタイム従業員1人当たり350ユーロ）によって賄われる。
- ・ 保育所や学校が閉鎖した場合、12歳以下の子を持つ親は育児のために、協約追加手当（tarifliches Zusatzgeld）（注5）の代わりに8日の休日を取得することができる。これに追加する形で従業員は2020年中、育児のために——どうしても必要である限り——少なくとも5日の休日を、休暇への算入なく取得することができ、報酬は継続的に支払われる。

を確保し、従業員の雇用を維持することを目的とした内容となっている。

### 展望

新型コロナ危機の長期化とともに、政府のさらなる支援策への要求も高まっている。その要求には、労働組合から求められる、操業短縮手当を実質所得の60%（子がいる場合は67%）から、80%（子がいる場合は87%）に引き上げる要求が含まれる。連立与党は4月22日、段階的および時限的な引き上げに同意した。さらに失業手当の受給期間が延長された。飲食業は税負担が軽減される。これらの対策の費用は100億ユーロと見積もられている。自動車業界からは、新車購入に対するプレミアムの形での国家支援を求める声が上がっている。

ドイツ経済にとって非常に重要な自動車業界は、生産を再開し始めている。国際的な分業に基づくサプライチェーンが機能するかどうかは定かではない。欧州の主要な供給国であるフランス、スペイン、イタリアでは、まだ生産が大幅にダウンしたままである。EU圏内の、通常であれば自由な貨物輸送が阻害されており、交易が停滞している。さらにドイツでも、同様に経済危機に苦しむ主要な産業国でも、需要の喪失が懸念される。しかし、経済が上向くために決定的な鍵を握るのは、感染者の数を抑えることに成功し、接触制限を緩和、または幅広く廃止することができるかどうかである。

[注]

1 経済諮問委員会（Sachverständigenrat zur Begutachtung der wirtschaftlichen Entwicklung）。逐語訳は「（マクロ）経済発展の専門的評価のための専門家審議委員会」だが、一般には「ドイツ経済諮問委員会」「ドイツ政府経済諮問委員会」などと称されることが多い。

- 2 連邦雇用エージェンシーが4月30日に発表した統計によると、4月の失業者数は、264万4,000人で、前月から30万8,000人増加した。失業率は0.7ポイント増の5.8%だった。また、操業短縮労働者の数は1,010万人であった（出所：<https://www.arbeitsagentur.de/presse/2020-27-der-arbeitsmarkt-im-april-2020>）。
- 3 信用支援（Kredithilfen）は、日本では「経済支援」と意識されることが多い。
- 4 ドイツ復興金融公庫（KfW）は、支援機関として、個人および中小企業向けに数々の支援・融資プログラムを提供している。
- 5 「協約追加手当（tarifliches Zusatzgeld）」という、追加手当か8日の休日かのいずれかの選択が可能な仕組みは以前から同労働協約に存在しており、今回、応用的に活用された。

（2020年4月28日寄稿）

### プロフィール

ハルトムート・ザイフェルト  
 (Dr. Hartmut Seifert)

ハンスベックラー財団ドイツ経済社会研究所(WSI)元所長

JILPT海外情報収集協力員。ベルリン自由大学卒業（政治経済学博士）。1974年から連邦職業教育訓練研究機構（BIBB）研究員、1975年からハンスベックラー財団ドイツ経済社会研究所(WSI)主任研究員、1995年から2009年まで同研究所の所長を務める。2010年に当機構の招聘研究員として1カ半月日本に滞在。専門は経済、雇用・労働問題。特に非正規雇用に関する専門家として多くの研究成果を発表。主な研究業績として「非正規雇用とフレキシビリティ(2005)」、「フレキシビリティ理論と実証的証拠との間に」(2008)など多数。



## フランス

## 部分的失業制度の特例措置で遡及支給も可能に

フランス在住 JILPT 情報収集協力員 藤本 玲



新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、2020年3月12日、マクロン大統領はフランス全土で、翌週から全ての学校を休校とするとともに、テレワークの推進を企業に強く求めることを表明した。同時に、経済への打撃を緩和するため、部分的失業制度などを積極的に活用し、雇用を維持する方針を表明した(注1)。3月14日にはフィリップ首相が感染拡大の抑制を目的に、カフェやレストラン、映画館、食料品以外の商店などの翌日以降の営業禁止を発表した。3月15日の日曜日は好天に恵まれたこともあり、カフェや商店が閉まるなか、多くの市民が公園や河川敷等に集まった。政府は感染爆発を恐れ、フランス全土で3月16日の正午から少なくとも15日間、外出禁止(テレワークができない場合の通勤や食料品購入のための外出などは除く)を決定し、マクロン大統領が発表した(3月15日)。この外出禁止は、4月15日まで延長となり、その後、5月11日まで再延長となった。

## 1 企業支援策

フランス政府は、休業を命じられたり、売上げが激減するなど新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている企業に対する支援策を打ち出した。その主なものは、以下の通りである(注2)。

## (1) 部分的失業制度の特別措置による雇用維持

フランスでは、事業活動の縮小または一時停止を余儀なくされた事業主が雇用維持を図るための休業手当(補償

金)に要した費用を一部助成する部分的失業制度(chômage partiel)がある。日本の雇用調整助成金制度に相当する。従業員を休ませた場合、企業は、通常、70%(税・社会保険料賦課前、手取りで約84%)(注3)の賃金相当額(但し、最低でも1時間当たり8.03ユーロ)を休業手当として従業員に支払い(注4)、企業に対して、休業させた従業員1人1時間当たり7.23ユーロまたは7.74ユーロ(従業員数250人以下の企業の場合)、または7.23ユーロ(従業員数251人以上の企業の場合)の助成金が支給されるというものである(注5)。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、2020年3月以降は、70%の賃金相当額の助成金が、部分的失業制度を利用して従業員を休ませた企業に支払われるようになった(注6)。すなわち、企業は、実質的には負担なしで、従業員の休業手当(70%の賃金相当額)を支払うことが可能となった。

この助成金受給のためには、企業がオンラインで労働省へ申請する必要があり、3月16日以降は、それまでの事前申請だけではなく、30日まで遡って行うことが認められた。

## (2) 零細企業に対する助成金支給

零細企業や独立自営業者などに対し、国および地方圏が拠出する連帯基金から最高で1,500ユーロの助成金が給付されることとなった。

従業員数10人以下の小規模企業や独立自営業者で、年間売上高が100万ユーロ未満でかつ課税対象の利益が6

万ユーロ未満で、営業が禁止されることになった事業に従事している場合(テイクアウトや配達などでの営業を継続している場合も含む)か、2020年3月の売上げが前年同月比で50%以上減少した場合(注7)に、最高で1,500ユーロの助成金(3月分として)が支給される。同様に、4月も営業が禁止されている企業や前年4月の売上高または前年の月額平均売上高と比べて50%以上落ち込んでいる場合、最高で1,500ユーロの助成金が支給される(支給は5月1日以降)(注8)。この助成金には一切の税・社会保険料が賦課されない。

この助成金を受給するためには、税務署のサイトで申請する必要がある。また、非常に困難な状況にある企業(最低1人以上の従業員がいる場合)には、審査のうえで4月15日以降、2,000ユーロから5,000ユーロ(注9)の追加支援手当が支給されることになった。

## (3) 社会保険料や法人税などの納付期限の延長

2020年3月15日以降に納付期限が来る社会保険料(労働者負担分および使用者負担分)の一部または全てを、最長3カ月遅らせることが可能となった。この遅延の場合、割増保険料などのペナルティーは一切科されない。雇用主が社会保険料の納付の延期を望む場合、4月5日までに申請する必要があり、社会保障および家族手当に関する保険料徴収連盟(URSSAF)のサ

イト上などで手続きが可能である。3月15日に社会保険料の支払期日となった従業員数50人以下の企業では、すでに38万社が期日延期を申請しており、その総額は30億ユーロに上り、同日に支払期日であった90億ユーロの3分の1に相当する額となった。

独立自営業者 (travailleurs indépendants、ただし個人事業主 (auto-entrepreneurs) (注10)を除く) に関しては、3月20日と4月5日の支払い期日には、社会保険料の徴収が行われないことになった。今後、詳細が決定されるが、4月から12月にかけて分割して (平準化されて) 徴収される見込みである。

企業 (雇用主およびその依頼を受けた会計士・税理士) は、法人税および労務費に課せられる租税の納付延期を申請することが可能である。この延期が認められた場合についても、延滞税などのペナルティーは科されない。3月分が納税済の場合は、還付 (払い戻し) の請求もできる。また、独立自営業者は、納税を最長3カ月間延期することや、納税額を調整することが可能となった。これらの手続きは、政府の納税サイトで行うことが可能である。

その他にも、法人税や消費税の還付 (従来より還付を受けられる場合) を迅速化することも決まった。

なお、大企業 (注11) が税・社会保険料の納付期限の延長を申請した場合や後述する政府の保証付き融資を受けた場合、2020年に株主への配当を実施しないことや2020年に自己の株式の購入 (自社株買い) を行わないことを誓約しなければならない (注12)。

#### (4) 公共料金や家賃の支払いの延期

国および地方圏が拠出する連帯基金による助成金を受けることのできる小

規模企業 (既述のとおり、従業員数10人以下の企業で、営業が禁止されているか2020年3月の売上げが前年同月比で50%以上の減少した企業) は、公共料金や家賃の支払延期を求めることができる。水やガス、電気などの公共料金の支払い延期を企業が望む場合、メールや電話で事業者に要請する必要がある。

家主で作る事業者団体は、加盟する家主に対して、政令により命令された営業禁止期間 (ただし4月以降) の家賃請求停止を求めた。この未払い (未請求) 家賃は、業務・営業が再開された際に、繰り延べ債務または分割での家賃支払いの対象となり、延滞利息などのペナルティーは科せられない。

政令によって営業が禁止された中小企業 (カフェやレストランなど) では、この公共料金および家賃の支払い延期は自動的に認められる。政令で禁止されていないがこの新型コロナウイルス蔓延の影響などで業績の悪化が著しい企業の場合は、企業を救済する方法が個別に審査される。政府は、公共料金や家賃の支払延期が認められるよう、事業者に対して要請している。

#### (5) 融資に対する最大で3,000億ユーロの政府保証

企業規模や形態に関わらず全ての企業は、資金繰りを確保するため、取引先銀行に対して、政府の保証付き融資の申し込みをすることができる。この措置は、2020年12月31日までの予定である。この融資は2019年の売上月額額の3カ月分、または労務費の2年分相当額 (2019年1月1日以降に設立された企業の場合) を上限とする。融資の返済期限は最長で5年、割賦返済が可能で、初年度は、返済をしなくても構わない。この融資の可否を決定す

る審査を銀行は速やかに行うとしている。銀行が融資を仮決定した場合は、政府系金融機関であるフランス投資銀行へ保証 (実質的には国の保証) を求める。それが認められた場合、融資が正式決定される。

ただし、この融資の対象から不動産運用専門会社 (土地や建物を所有し、その運用のみを事業とする法人) や金融機関は除かれている。また、これまでに支払期限に関する義務を順守していない企業、つまり、取引先への支払が滞っているなどすでに経営状態が悪化している場合には、この国の保証付き融資を受けることが出来ない。

既述のように、大企業がこの政府の保証付き融資を受けた場合は、税・社会保険料の納付期限の延長を申請した場合と同様に、2020年に株主への配当を実施しないことや、2020年に自己の株式の購入 (自社株買い) を行わないことを誓約しなければならない。

企業支援策としてこの他にも、借入金の返済や繰延に関する金融機関との交渉が行き詰った場合、フランス中央銀行 (Banque de France) が仲介して解決策を探ることや、顧客や取引先との係争には経済・財務省を通じた仲介を受けることも可能であるほか、商工会議所などに情報提供や支援を求めることもできることが政府の対策として明示されている (注13)。

## 2 経済対策費

3月17日にル・メール経済・財務相が表明した緊急経済対策の費用は、総額450億ユーロだったが、4月の上旬には1,000億ユーロに達する見込みとなっている (注14)。この緊急経済対策は、戦後最大のものとなりGDPの4.1%に達する。

当初85億ユーロと算定されていた

部分的失業にかかる費用は、200億ユーロに達する見込みである。4月9日現在、62.8万社で就労する690万人の雇用労働者が部分的失業を利用して、民間部門で就労する雇用労働者の3割程度に相当する。零細企業に対する助成金の申請は、1週間強の間に75.5万件に達し、これに要する費用は、当初の10億ユーロから60億ユーロ近くにまで膨らむ見込みである。また、休校となった子どもの世話をするため休職しなくてはならない場合、傷病休暇扱いが可能となったが、その際に健康保険制度から支給される休業手当額は総額15億ユーロとなると予想されている。さらに、社会保険料や法人税などの納付期限を延長で255億ユーロ、税還付の迅速化(前倒し)で230億ユーロ、戦略的な企業(国にとって重要な企業)に対する支援策に200億ユーロが見込まれている(注15)。

### 3 経済成長および財政への影響

国立統計経済研究所(INSEE)や経済・財務省は、コロナウイルス感染拡大の経済的な影響を次のとおり分析している。1.5カ月から2カ月のロックダウンが行われた場合、6%のGDPの減少となり、財政赤字はGDPの7.6%(当初予算では2.2%であった)に達し、公的債務は2020年末にはGDPの112%となる見通しを示している(2020年の当初予算より14ポイント高い)(注16)。

### 4 国民の支持

調査会社Ifopが4月8日から9日にかけて約1,000人の国民を対象に実施した世論調査によると、新型コロナウイルスに対する政府の対応に関する支持率は38%であった(注17)。この数値は、低下する傾向が見られ、前週と

比べて9ポイントの低下、3月19日から20日にかけて行われた調査と比べて17ポイントの低下という結果となった。また、新型コロナウイルスにより困難な状況に陥っている企業に対する政府の支援に関する支持率は45%となっており、1週間前と比べて8ポイントの低下、3月19日から20日の調査と比べて12ポイントの低下であった。

このように、ロックダウンが長引き、経済への影響が拡大するなか、政府の対応策が不十分と考える国民が増加していることが判る。

[注]

- 1 大統領府ウェブサイト等参照。
- 2 経済・財務ウェブサイト参照。経済対策の内容は、順次更新されている。本稿は、4月2日時点で打ち出されていた対策が中心となっている。
- 3 フランスでは、通常、グロスの賃金から公的年金などの社会保険料や一般福祉税(CSG(Contribution Sociale Généralisée))および社会保障負債返済拠出金(CRDS(Contribution pour le Remboursement de la Dette Sociale))、政府は租税の一つとしているが源泉徴収される。部分的失業の際に従業員へ支払われる休業手当には、社会保険料は賦課されないが、一般福祉税および社会保障負債返済拠出金は源泉徴収される。そのため、一般福祉税および社会保障負債返済拠出金が源泉徴収された後の休業手当の額は、社会保険料や一般福祉税・社会保障負債返済拠出金が源泉徴収された後の通常時(部分的失業時ではなく)の賃金のおよそ84%となる(政府公共サービスサイト参照)。  
なお、所得税は、一般福祉税および社会保障負債返済拠出金が源泉徴収された後の休業手当に対して、(課税最低限以上の場合は)課税されるが、その税率は世帯収入によって異なる。したがって、本文中での「手取り」という表現は、可処分所得という厳密な意味での手取りではない。
- 4 政府公共サービスサイト参照。
- 5 社会保障および家族手当に関する保険料徴収連盟(URSSAF)ウェブサイト参照。
- 6 ただし、月額賃金6927ユーロ(法定最低賃金SMICの4.5倍相当額)を上限とする。なお、SMIC水準の従業員には補償金が100%支払われ、同額の手当が企業に支給される。
- 7 当初は70%以上の減少であったが、4月3日に引き下げられた。
- 8 経済・財務ウェブサイト参照。5月分も同様に支給されることとなった。
- 9 当初の2,000ユーロから、2,000~5,000ユーロへと変更された。
- 10 フランスにおける独立自営労働者は、大きく区分して旧来からある独立自営労働者(travailleurs indépendants)とともに、2009年から導入された簡易登録事業者(auto-entrepreneur=micro-entrepreneur)という主に二つの形態がある。簡易登録事業者は独立自営労働者と異なり収入の上限が設定されており、納税義務の違いもある。独立自営労働者の場合は収入がゼロであっても納税の義務が生じることが、簡易登録事業者は収入がゼロであれば納

- 税義務はない。  
国立統計経済研究所ウェブサイト等を参照。
- 11 従業員数5,000人以上または売上高が15億ユーロ以上の企業など。
  - 12 経済・財務ウェブサイト参照。
  - 13 経済・財務ウェブサイト(Coronavirus COVID-19: Les mesures de soutien aux entreprises, 6. Médiation du crédit pour le rééchelonnement des crédits bancaires)参照。
  - 14 Coronavirus: l'Etat double son plan de soutien à l'économie, à 100 milliards d'euros, Le Monde, 9 avril 2020, EXCLUSIF Coronavirus - Gérald Darmanin et Bruno Le Maire: « Le plan d'urgence révisé à 100 milliards d'euros », Les Echos, 9 avril 2020, 100 milliards: coût double pour le plan d'urgence économique français, Libération, 10 avril 2020.
  - 15 Libération, 10 avril 2020, Le Monde, 9 avril 2020.  
本稿脱稿直後、追加の緊急経済対策(第2次補正予算)が4月15日に閣議決定され、4月17日から国会で審議されている。総額は1,100億ユーロになる見込みで、航空や自動車業界の大企業を対象にした総額200億ユーロの支援予算、零細企業・自営業者向けの連帯基金の予算が当初の10億ユーロから70億ユーロへ増額、租税や社会保険料の納付延期・税額控除の前倒し支給などの措置の予算は、350億ユーロから500億ユーロへ、医療関連の対策予算が20億ユーロから80億ユーロへ、部分的失業の予算は85億ユーロから240億ユーロへ増額するほか、低所得世帯向けの援助金の支給(総額で約9億ユーロ)が盛り込まれている(Vie-publiqueウェブサイト参照)。
  - 16 Libération, 10 avril 2020.  
4月15日に閣議決定された第2次補正予算は、5月11日まで外出禁止が続くことを考慮し、2020年の経済成長率がマイナス8.0%となるという前提で組まれた(2020年の当初予算はプラス1.3%、第1次補正予算はマイナス1%との前提)。そのため、財政赤字はGDPの9%(当初予算では2.2%、第1次補正予算後は3.9%であった)に達し、公的債務は2020年末にはGDPの115%となる見通しである(2020年の当初予算より17ポイント高い)(Vie-publiqueウェブサイト参照)。
  - 17 調査会社Ifopのウェブサイト参照。

(2020年4月22日寄稿)

### プロフィール

藤本玲(ふじもと れい)

JILPT海外情報収集協力員。2014年6月までフランス国立社会科学高等研究院(EHESS)博士課程在籍。主な業績として、「フランスにおける若年就業と労働市場政策」『海外社会保障研究』No.176、26-38頁、Autumn 2011、「フランスにおける高齢者就業の可能性」『保険研究』59号、257~277頁、2007年など。